

社援保発0817第1号
平成23年8月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて

生活に困窮する外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。)」により、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に準じた取扱いをすることとしています。

一方、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第5条第1項第3号により、「貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者」は本邦に上陸することができず、また、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号。以下「法施行規則」という。)別表第三により、法別表第二の在留資格をもって本邦に上陸しようとする外国人に対しては、その在留資格に応じて、「在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書」等の生計維持能力を有することを立証するための資料を地方入国管理局に提出することを義務づけています。

今般、法務省から各地方入国管理局に対して、本邦に上陸しようとする外国人に関する法第5条第1項第3号への該当性について、下記のとおり一層厳正に審査を行うように通知されました。

これを受け、生活保護の実施機関においても、入国後間もなく生活に困窮する外国人からの生活保護の申請に当たっては、当該者が在留資格の取得の際に地方入国管理局に対して提出した立証資料(当該者に係る雇用予定証明書等の入国在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該者以外の者が経費を支弁する場合にはその収入を証する文書、本邦に在留する身元保証人の身元保証書その他の生計維持能力を有することを証する資料)の提出を求めることとします。また、当該者が理由なく上記資料の提出を拒む場合は、通知問一により、当該者が急迫な状態であって放置することができない場合を除き、申請を却下しても差し支えありません。

なお、入国後しばらく経過した後に生活保護の申請をする外国人については、この限りではないこととします。

については、本通知の趣旨を理解し、管内実施機関に周知徹底いただくとともに、適切な実施に当たるようお願いいたします。

なお、本通知の内容については、法務省と協議済みであることを申し添えます。

記

本邦に入国しようとする外国人について、今般、法務省から地方入国管理局に対して発出さ

れた通知の概要は以下のとおりである。

本邦に入国しようとする外国人の上陸に当たっては、申請書及び法施行規則第三に規定する立証資料により、法第5条第1項第3号に該当しないこと、つまり、法第7条第1項第4号の上陸のための条件に適合することを一層厳正に審査すること。

具体的には、以下のとおり。

- (1) 身元保証人や扶養者が無職である場合等、法第5条第1項第3号に該当するおそれがある案件については、身元保証人等の保証能力や、申請人の自活能力等について慎重に審査すること。
- (2) 身元保証人が申請人の滞在中の一切の経費を支弁しようとする場合は、以下の点を確認すること。
 - ①身元保証人に当該経費支弁に必要な収入（公的扶助は含まれない）又は資産があること。
 - ②身元保証人と申請人が、身元保証人が保証することとしている内容を遵守する合理的な理由が認められる関係にあること。
- (3) 申請人が本邦において就労することにより本邦在留中の一切の経費を支弁しようとする場合は、以下の点を確認すること。
 - ①就職予定先の企業等が発行する「雇用予定証明書」等により、申請人が生計維持能力を有するか否かについて。
 - ②「雇用予定証明書」等の内容に疑義があると認められる場合は、その内容の信憑性について。

(参考)

○出入国管理及び難民認定法(抄)(昭和二十六年政令第三百十九号)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一及び二 (略)

三 貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

四～十四 (略)

2 (略)

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受け又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して上陸する外国人については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～三 (略)

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと(第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。)

2～4 (略)

別表第二(第二条の二、第七条、第二十二条の三、第二十二条の四、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係)

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

○出入国管理及び難民認定法施行規則（抄）（昭和五十六年法務省令第五十四号）

別表第三 （第六条、第六条の二、第二十条、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
～中略～		
日本人の配偶者等	法別表第二の日本人の配偶者等の項の下欄に掲げる身分を有する者としての活動	<ul style="list-style-type: none"> 一 日本人の配偶者である場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該日本人との婚姻を証する文書及び住民票の写し ロ 当該外国人又はその配偶者の職業及び収入に関する証明書 ハ 本邦に居住する当該日本人の身元保証書 二 日本人の特別養子又は子である場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該日本人の戸籍謄本及び当該外国人の出生証明書その他の親子関係を証する文書 ロ 当該外国人又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書 ハ 本邦に居住する当該日本人又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書
永住者の配偶者等	法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動	<ul style="list-style-type: none"> 一 永住者の配偶者である場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該永住者との身分関係を証する文書 ロ 当該永住者の外国人登録証明書又は旅券の写し ハ 当該外国人又はその配偶者の職業及び収入を証する文書 二 本邦に居住する当該永住者の身元保証書 二 永住者の子である場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 出生証明書その他の親子関係を証する文書 ロ 当該永住者の外国人登録証明書又は旅券の写し ハ 当該外国人又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書 二 本邦に居住する当該永住者又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書
定住者	法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を有する者としての活動	<ul style="list-style-type: none"> 一 戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書その他の当該外国人の身分関係を証する文書 二 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その収入を証する文書 三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書

事務連絡
平成23年8月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課企画法令係長

外国人からの生活保護申請に係る留意事項について

生活保護関係施策につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。今般、「外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて（平成23年8月17日社援保発0817第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「通知」という。）」を発出し、入国後間もなく生活に困窮する外国人からの生活保護の申請に当たっては、当該者が在留資格の取得の際に地方入国管理局に対して提出した立証資料の提出を求めました。

本通知の実施に当たり、留意すべき事項について下記のとおり連絡致しますので、内容につき御了知の上、貴管内の実施機関に対して周知されるとともに、適切に取り扱われるよう配慮方よろしくお願いいたします。

記

1 通知の対象となる外国人

通知の対象者は、通知発出後に生活保護を申請した外国人であり、入国時期が通知の発出前である外国人も対象となります。

なお、通知発出前から生活保護を受給している外国人に対しても、遡及して通知を適用することは想定しておりません。

2 「入国後間もなく」の期間

定住者等の在留資格は、通常、入国から初回の在留期間の更新許可申請までの期間が1年程度となっております。

このため、入国審査の段階で、初回の在留期間更新許可申請までの間は、申請者本人又は身元保証人の収入等によって生計を維持することを前提に、国又は地方自治体の負担のおそれにならない者として在留資格が認められることを踏まえ、通知にいう「入国後間もなく」の期間についても、1年程度の期間を目安に、個別の事案に応じて判断することになります。

事務連絡
平成23年8月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
保 護 課
援護企画課中国孤児等対策室

永住帰国援護の対象者からの生活保護申請に係る留意事項について

中国残留邦人等に対する援護施策については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて（平成23年8月17日社援保発 0817 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「通知」という。）」が発出され、入国後間もなく生活に困窮する外国人からの生活保護の申請に当たっては、当該者が在留資格の取得の際に地方入国管理局に対して提出した立証資料（※1）の提出を求められることとされました。

しかし、中国残留邦人等に係る永住帰国援護の対象者（※2）については、在留資格取得の際に、前述の資料の提出を求めています。このため、当該者については、身元保証書等ではなく、永住帰国旅費支給決定通知書又は自立支度金支給決定通知書（※3）の提示を立証資料として求める取り扱いとし、これまでどおり生活保護受給の要件を満たす場合、保護を決定することとして差し支えありません。

このことを、御了知の上、貴管内の実施機関に対して周知されるとともに、適切に取り扱われるよう配慮方よろしくお願いいたします。

（※1）立証資料

当該者に係る雇用予定証明書等の入国在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該者以外の者が経費を支弁する場合にはその収入を証する文書、本邦に在留する身元保証人の身元保証書その他の生計維持能力を有することを証する資料

（※2）永住帰国援護の対象者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（以下「支援法」という。）第2条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する者

（※3）永住帰国旅費支給決定通知書及び自立支度金支給決定通知書

厚生労働大臣が支援法第6条により永住帰国旅費の支給、第7条により自立支度金の支給を認めた書類であり、上記対象者全員の氏名が記載されている。

(関係条文)

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

(永住帰国旅費の支給等)

第六条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該永住帰国のための旅行に要する費用（当該永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、当該親族等の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給する。

2 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等及びその親族等（前項に規定する当該親族等をいう。以下第十一条までにおいて同じ。）が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）その他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとする。

(自立支度金の支給)

第七条 国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給する。

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則

(親族等)

第十条 法第六条第一項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の親族等（当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであつて当該中国残留邦人等に同行するものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。

一 配偶者

二 二十歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る。）

であつて当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの

四 実子であつて当該中国残留邦人等（五十五歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。）の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該中国残留邦人等から申出のあつたもの

五 前号に規定する者の配偶者（前号に規定する者に同行して本邦に入国するものに限る。）

六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者